

三宅町地域人権学習事業「学習支援」仕様書

三宅町地域人権学習事業における学習支援（以下「学習支援」という。）委託の内容は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、学習支援に係る受託者（以下「受託者」という。）が行う事業内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 学習支援の業務委託に関する基本的な考え方

学習支援の業務実施にあたり、次の項目に沿って行うこと。

- （１）次代を担う青少年の学習支援を通して様々な課題について相談や支援を行い、人権意識と自尊感情の育成を図ること。
- （２）事業実施にあたって、三宅町交流まちづくりセンターMi iMo 等を活用すること。
- （３）個人情報の保護を徹底すること。
- （４）効率的な運営を行うこと。
- （５）管理運営費の削減に努めること。
- （６）適切な広報を行うなど、各事業への積極的な参加を呼びかけること。
- （７）事業実施にあたって、参加者等へアンケートを実施すること。
- （８）事業完了後に、実施内容などを含めた報告書を提出すること。

3 委託料

1, 144, 500円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む。）

委託料には、事業実施会場の使用料を含むものとする。

4 事業実施期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

5 法令等の遵守

人権学習事業の委託にあたっては、仕様書による他、次に掲げる法令等に基づくものとする。

- （１）地方自治法
- （２）個人情報の保護に関する法律等

6 事業内容

中学生の学習支援を行いながら、青少年の抱える課題への相談支援を行う。さらに、青少年が自己の人権について考え、自尊感情を高めていくよう教室を開設する。

①実施方法　：町内公共施設にて中学生を対象に学習支援教室を開設する。

②実施回数　：月3回程度（1回につき2時間程度）

③事業対象者：式下中学校在校生

④実施場所　：三宅町交流まちづくりセンターMi i Mo 他

⑤その他

ア．中学生の家庭学習の支援に取り組むものとする。

イ．学習内容は、受託者で計画・立案するものとする。

ウ．受講を希望する全ての生徒への学習支援に取り組むものとする。

エ．町広報誌及びホームページにて案内し、参加を呼びかけるものとする。

オ．より多くの生徒が参加しやすい日程で開催すること。

カ．生徒の募集対応や保護者対応は、受託者が行うものとする。

キ．受託者は、教室の運営について責任を持つこと。

ク．学習支援講師については、地域ボランティアを中心に募ること。ただし、本町の委託事業ということを踏まえ、本町が所管する学校の教員を講師として迎えることを前提として事業を実施しないこと。

7 事業実施にあたっての注意事項

（１）事業実施にあたっては、町内公共施設が公の施設であることを認識し、全ての利用者において公平性を確保するとともに、適切な運営を行うこと。

（２）受託者は、本仕様書に定めのない事項や、内容及び処理について疑義が生じた事項については、必要に応じて本町と協議し決定するものとする。